

②山間エリアへの拡大（市町村と連携した支障木伐採負担制度の創設）

●山間エリアにおける課題

- 道路管理者として、道路の建築限界内の通行の支障となる枝葉の『伐採・剪定の処理が発生』
- 放置された民有林からの枝落ち、倒木による『通行規制の発生』
- 放置された民有林からの倒木による『交通事故の発生』



野迫川村

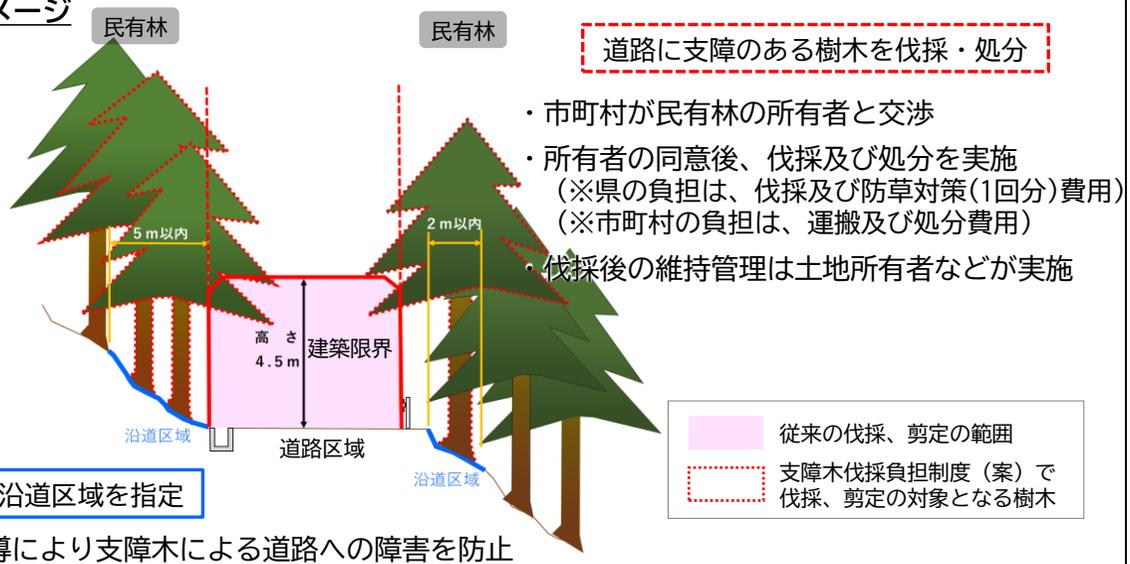
➡ 放置された民有林により、道路利用者の安全・安心な通行が脅かされる状況

支障木伐採負担制度（案）

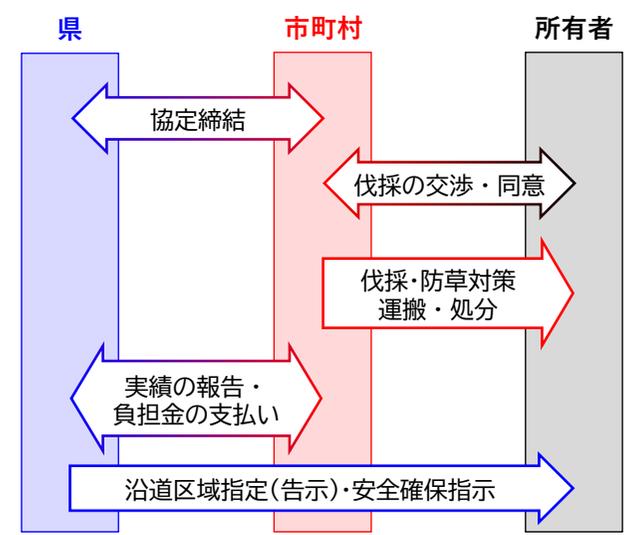


市町村と連携した 民有林への対策 が必要

事業のイメージ



支障木伐採負担制度(案)の事業の流れ



今後の展開

- ・令和7年度に野迫川村を対象に試行的に実施
- ・令和8年度から全県的な本格展開を予定（県は伐採・養生に対する負担金を支出）